広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　新津市長　新井　総一郎
編集代表　図書館
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

農業構造改善事業の構想

新津市の計画

推進協議会で積極化
五年後にみる所得増大

昨年の通常国会で、農業基本法という法律が作られ、曲り角に来たといわれる農業の経営規模、生産手段、生産行程などの全般にわたって改善措置を講じ、農業と他産業の所得格差を縮めて、農家の方々にもっと豊かな生活をしていただこうという動きのあることは、新聞その他でずいぶん聞かされたところで記憶に新しいことと思います。

新津市は、米産県の中心地に広大な農地をかかえ、これに従事する方々も一万人を超えるの現状であってこれらの方々の生活向上の問題の及ぼす影響は極めて大きいものがあると思います。

そこで、市当局では、この政府の施策に対応して、積極的に、この農業構造改善事業をなるべく「農業構造改善推進協議会」を設け、その中に、土地改良・水利・畑作・畜産の四部会を設置して、改善目標の検討を進めています。

その骨子は次のとおりです。

経営・生産の協業化
余った労力は他部門へ

1　農業経営機構　零細な農業経営、零細な農地の状態から、自からの農業技術及び経営規模によって、積極的に自立できる、わゆる「自立農家」に育成し、自立出来ない農家があり、後者は今後協業組織と協業経営の方向に進むことが予測されます。

(1)　自立経営（経済的に自立し得る経営）

現行制度の下においては耕地面積の狭小な拡大は期待出来ないが、新らしい農業の条件変化を考慮して、協業経営形態を維持できる農家を育成したいものであります。

例えば水稲の場合、百万円の収入をあげる農家（就農者三人雇用）を想定しますと、反収三一九石だと二町五反の耕地が必要となります。なお、自からの農業機械を有効に活用し、畜産、果樹等の適加得も当然考えてゆくべきであります。

(2)　協業組織　協業経営は、農機具の共同利用、耕作の共同作業、協業経営の一部を協業することで、協業経営とは、稲作・畜産・果樹等複合経営の独立部門の全生産行程を協業することであります。自立のむずかしい農家については生産性の向上のために協業の形態をとる必要があります。なお、協業によって生じた余剰労力は逐次農業の他の部門への発展向上による農家所得の増大又は非農業所得の増大を計ることは勿論であります。

2　農業の技術対策（水稲）

① 水田部門

A　農作業は機械化して耕作を主体とする。

B　現在大きく手労働に依存している播種移植作業を漸次減少して直播栽培へと進んで参ります。

C　現在、土地改良・水利・畑作・畜産の四部会を設置して、改善目標の検討を進めています。

D　収穫は刈取機が導入されてきます。乾燥は自然乾燥から人工乾燥へと進み、ハサ木は漸次廃止されます。

② 畑作（果樹をふくむ）

A　そ菜作、果樹及び特用作物は可能なかぎり集団的栽培をなければなりません。

B　耕起は小型トラクターによる機械化作業をおすすめします。

C　土壌地形成の機械化は、機械化が当然予想されます。

D　土地改良による農業用地の合理化のために作付の協定が必要となります。

E　生産物の選果出荷は農協単位に機械化されます。

③ 畜産部門

A　家畜飼育は施設の能率化、機械化による多頭飼育が一般化されます。

B　改良増殖によって畜産物（乳、肉、卵、生産量）の増加に寄与します。

C　自給飼料も火力乾燥機等により能率化されて飼料の自給程度が向上されます。

3　生産目標と事業種目

以上、本市で考えられた大綱であります。

本市の農業構造改善事業の具体的な問題検討しております。農業構造改善事業を行うなかで、今後五か年後における本市の農業生産額の推進機関に本腰を入れていてゆく考えであります。

農業構造改善事業の推進機関として本市農業の方々にお願いします。

農業の方々は勿論、関係各位のご協力をお願いするものであります。

（農務課）

本市五か年後の農業生産額の目標

目標	現在 所得額	現在 構成比	五か年後 所得額	五か年後 構成比
米	一、〇二九、九六四千円	一〇〇	二、三四一、八四千円	一〇〇
畑作	二二一、九二一	九、六	二二二、一八四	九、五
果樹	一七、四四五	一、三	三三、九一〇	一、七
畜産（乳、肉、卵）	九、七〇〇	〇、七	九〇、四二〇	四、八
畜産（生産量）	三八、六九六	三、一	一八一、〇二五	九、五
養蚕	一、〇九〇	〇、〇九	三三六	〇、〇一
林産	四、〇五〇	〇、三	五、七五二	〇、二
農産加工	三五、九六一	三、四	三八、九一八	二、一
その他収入	一〇〇	〇、〇	一〇〇	〇、〇
総所得	一、二五八、八二八	一〇〇	一、八九六、七三一	一〇〇

愛称を募集
図書館の自動車文庫車

市立図書館の新しい自動車文庫用図書館車が三月末日完成するので、広く市民に愛される名称を募集します。他市では「いずみ」「ゆ」「みどり」等などがあります。

■応募規定　新津市立図書館自動車文庫係（〒）宛に官製はがきに名称を一つ書き、投稿者の氏名住所を明記して下さい。投稿は新津市民に限ります。性別年令を問いません。

■締切日　二月十五日の日の消印あるものは有効とします。

■名称決定　教育委員、図書館協議会委員の代表と社会教育課長、図書館長合議で行ないます。発表は三月の広報にいつで行ないます。

■賞品　名称採用者一名に十円相当の文具高級庫図書館自費を記念として贈呈します。同名称が多数ある時は、抽せんで決めます。

新しい自動車文庫用図書館車

37年度から事業を実施
推進協議会活発

本市の農業構造改善事業を推進する機関として去る十月二十四日新津市農業構造改善推進協議会が発足し、具体的な農業計画等について各専門部会ですでに数回にわたり検討を重ね、その結果、昭和三十七年度から事業を実施する計画で、国県の援助を受けるとともに市においても予算化するよう運動を進めています。

なお協議会体制は下表のとおりです。

新津市農業構造改善事業の推進体制組織図

名称	委員構成及び人員
市長	一名
市議	五名
農業委員会	十五名
土地改良区	五名
農協	五名
部落推進員（農家組合長他）	九名
畜産関係代表	三名
果樹〃	四名
関係機関	四名
その他関係代表	三名
計	五十三名

専門部・人員

① 水稲部会　十三名
② 畑作部会　十三名
③ 畜産部会　十三名
④ 土地改良部会　十三名

指導協力機関

農業改良普及所
国営試験場
耕地出張所
家畜保健衛生所
土地改良区係員
農協係員
農務課係員
農業委員会係員

非常施設主体

各土地改良区
農協
農業委員会
一般農家

土地は前年通り
平均価格県で指示

固定資産評価額

昭和三十七年の固定資産評価の基準となる平均価格が県から示されました。これによりますと、土地については据えおき、家屋については据えおき据え置きとなっています。

本来ならば、家屋については、新築や増築のあった分だけふえるのが、今回は、入選もれの方に残念な感を贈ります。

■応募数者には、先着順で百名の方に自前平文庫図書館自費を呈します。（図書館）

土地は前年通り
平均価格県で指示

昭和三十七年の固定資産評価の基準となる平均価格が県から示されました。

これによりますと、土地については据えおき、家屋については据えおき据え置きとなっています。

本来ならば、家屋については、新築や増築のあった分だけふえるのが、今回は、入選もれの方に残念な感を贈ります。

■応募数者には、先着順で百名の方に自前平文庫図書館自費を呈します。（図書館）

昭和37年指示平均価格

土地 地目	反又は坪当たり	家屋 区分	坪当たり
田	36,248円	金家屋	4,717円
畑	17,025		
宅地	516	木造家屋	4,600
山林	3,749		
原野	7,853		
池沼	1,385	非木造家屋	43,741
雑種地	10,973		

新評価額の縦覧
三月一日から二十一日間

昭和三十七年度固定資産税の評価額は本庁、支所で縦覧されます。

税の賦税標準となる評価額が、土地については一筆ごとに、家屋については一棟ごとに決定され三月一日から二十日まで市役所税務課において関係者の縦覧に供します。

ことしは、評価基準年度で、評価基準年度は土地家屋について、前年の価額がない方は、前年の価額を据えおきとなります。

そのまま据えおきとなりますが、土地の地目変換、増築・滅失・取壊・建替えなどがあったものは新しい価額が決定されますので、土地については、地積の訂正などを、また家屋の新築・増築・滅失・建替・取壊・建替・滅失・取壊・建替・滅失・取壊・建替・滅失